

東武グループで環境負荷低減に取り組んでいます！

東京都環境確保条例において、東京スカイツリータウン®が 「トップレベル事業所」に認定されました！

～東京スカイツリー地区熱供給施設も「低炭素熱」の供給事業者に認定！～

東武鉄道株式会社
東武タワースカイツリー株式会社
株式会社東武エネルギーマネジメント

東武鉄道（本社：東京都墨田区）と東武タワースカイツリー（本社：東京都墨田区）では、両社が事業主体である「東京スカイツリータウン」が東京都環境確保条例における「トップレベル事業所」に認定されました。また、東武エネルギーマネジメント（本社：東京都墨田区）では、運営する「東京スカイツリー地区熱供給施設」が同条例における「低炭素熱」の供給事業者に認定されましたので、お知らせします。

「トップレベル事業所」とは、東京都環境確保条例に基づく「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」において、東京都が規定するCO₂削減の管理体制・建物設備の性能等に関する全213の評価項目に対して、取り組み内容が極めて優れている事業所が認定されるものです。認定された事業所（優良特定地球温暖化対策事業所）は、東京都が一定以上のエネルギーを使用する施設（原油換算で年間1,500kL以上）に課しているCO₂排出量の削減義務が緩和されることとなります。

このたび、東武鉄道と東武タワースカイツリーが事業主体となり、東武タウンソラマチにて管理・運営する「東京スカイツリータウン」では、設計段階から太陽光発電の採用等、環境負荷低減への取り組みを推進しているほか、空調時間や室内温度を考慮した的確な空調設備運用に努めていること等が認められ、商業施設として初めて「トップレベル（極めて優れた）事業所」の認定に至りました。

一方、「低炭素熱」の供給事業者とは、キャップ&トレード制度において、CO₂排出係数（電気や熱の供給量あたりのCO₂排出量）の小さい事業者が認定されるものです。低炭素熱の認定を受けた熱供給事業者からエネルギーを調達する事業所は、使用した熱量に応じてCO₂を削減したと認められることとなります。

このたび、東武エネルギーマネジメントが運営する「東京スカイツリー地区熱供給施設」が、高効率熱源機器や蓄熱システム、地中熱利用システム等の導入によって、低炭素熱の供給事業者として認定されました。同施設のCO₂排出係数は、東京都が指定する熱供給施設の標準CO₂排出係数よりも約40%小さく、東京都内でもトップクラスの低炭素熱供給施設です。

なお、東武エネルギーマネジメントは、昨年、運営する「東京スカイツリー地区熱供給施設」が同条例における「トップレベル事業所」に認定されています。

今後も東武グループでは、地球温暖化防止をはじめ、持続可能な社会の構築に貢献するよう、様々な環境保全への取り組みを推進していきます。

以上

各施設の概要等について

1 東京スカイツリータウン

- (1) 所在地 東京都墨田区押上1丁目1番2号
- (2) 竣工 2012年2月
- (3) 延床面積 227,520㎡
- (4) 主用途 電波塔、商業施設他
- (5) 事業主体 東武鉄道株、
東武タワースカイツリー(株)
- (6) 管理・運営 東武タウンソラマチ(株)
- (7) 環境負荷低減等に関する主な特徴
太陽光発電、屋上緑化、雨水の有効利用、
LED照明の採用、空調時間・室内温度を
考慮した的確な空調設備運用等



△東京スカイツリータウン
©TOKYO-SKYTREETOWN

2 東京スカイツリー地区熱供給施設

- (1) 所在地 東京都墨田区押上1丁目他
- (2) 竣工 サブプラント：2009年10月、
メインプラント：2012年4月
- (3) 延床面積 182,479㎡（供給対象延床面積）
- (4) 主用途 熱供給施設
- (5) 事業者 (株)東武エネルギーマネジメント
- (6) 環境負荷低減等に関する主な特徴
高効率熱源機器の採用、地中熱利用システム・大型蓄熱槽の導入、蓄熱槽の保有水を消防用水
や災害時の生活用水として提供する協定を墨田区と締結等



△東京スカイツリー地区の主な熱供給施設

以上

優良特定地球温暖化対策事業所について

東京都環境確保条例に基づく「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」において、東京都が規定する二酸化炭素削減の管理体制・建物設備の性能等に関する全213の評価項目に対して、取り組み内容が極めて優れた事業所（評価点が80点以上等）を「トップレベル事業所」として、特に優れた事業所（評価点が70点以上等）を「準トップレベル事業所」として認定するものであり、いずれも優良特定地球温暖化対策事業所となります。認定された事業所は、東京都が一定以上の二酸化炭素を排出する施設（原油換算で年間1,500kL以上）に課している排出量の削減義務について、緩和されます。

「低炭素熱」の事業者認定について

キャップ&トレード制度において、CO₂排出係数（電気や熱の供給量あたりのCO₂排出量）の小さい熱供給事業者が認定されるものです。低炭素熱の認定を受けた熱供給事業者からエネルギーを調達する事業所は、使用した熱量に応じてCO₂を削減したと認められることとなります。

以上